

兵庫県立大学学生支援機構規程

(目的)

第1条 兵庫県立大学学生支援機構（以下「機構」という。）は、兵庫県立大学の学生生活支援、キャリア形成支援及び健康管理等に関する企画、実施及び総括を行うことにより、学生支援活動の充実と学生生活の向上を図ることを目的とする。

(業務)

第2条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生生活支援に関すること。
- (2) 学生の福利厚生に関すること。
- (3) 学生のキャリア形成支援に関すること。
- (4) 学生の就職支援に関すること。
- (5) 学生の健康管理に関すること。
- (6) 学生への保健指導に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(学生部)

第3条 前条第1号、第2号及び第7号に係る事項のうち、学生生活全般に関するものを一体的かつ効果的に実施するための組織として、学生部を置く。

(キャリアセンター)

第4条 第2条第3号、第4号及び第7号に係る事項のうち、キャリア形成支援及び就職支援に関するものを一体的かつ効果的に実施するための組織として、キャリアセンターを置く。

- 2 キャリアセンターに関する規程は、別に定める。

(保健センター)

第5条 第2条第5号から第7号に係る事項のうち、健康管理及び保健指導に関するものを一体的かつ効果的に実施するための組織として、保健センターを置く。

- 2 保健センターに関する規程は、別に定める。

(アクセシビリティセンター)

第6条 第2条第1号及び第7号に係る事項のうち、障がいのある学生の支援に関するものを一体的かつ効果的に実施するための組織として、アクセシビリティセンターを置く。

- 2 アクセシビリティセンターに関する規程は別に定める。

(組織等)

第7条 機構に、次に掲げる職を置く。

- (1) 機構長
- (2) 副機構長
- (3) 学生部長
- (4) 学生副部長（東地区担当）
- (5) 学生副部長（西地区担当）
- (6) キャリアセンター長
- (7) 保健センター長

(8) アクセシビリティセンター長

- 2 機構長は、理事長が副学長の中から指名する者をもって充てる。
- 3 機構長は、機構の業務を総括する。
- 4 副機構長は、機構長が指名する。
- 5 副機構長は、機構長の職務を補佐し、機構長が指示する機構の重要な業務を掌理する。
- 6 学生部長は、機構長をもって充てる。
- 7 学生部長は、学生生活全般に関する業務を掌理する。
- 8 学生副部長は、機構長が指名する。
- 9 学生副部長は、学生部長の職務を補佐する。
- 10 キャリアセンター長、保健センター長及びアクセシビリティセンター長は、機構長をもって充てる。
- 11 キャリアセンター長は、キャリア形成及び就職支援に関する業務を掌理する。
- 12 保健センター長は、健康管理及び保健指導に関する業務を掌理する。
- 13 アクセシビリティセンター長は、障がいのある学生の支援に関する業務を掌理する。
- 14 学生副部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。
- 15 第1項に掲げる職のほか、機構に常勤又は非常勤の教員を置くことができる。

(学生生活会議)

第8条 機構の学生部の業務にかかる重要な事項について審議するため、学生生活会議を置く。

(審議事項)

第9条 学生生活会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 修学支援に関すること
- (2) 学生相談に関すること
- (3) 課外活動及び学生団体に関すること
- (4) 障がいを有する学生の支援に関すること
- (5) その他学生生活全般に関する重要なこと

(組織)

第10条 学生生活会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 学生副部長（東地区担当）
- (3) 学生副部長（西地区担当）
- (4) 第15条に規定する委員会の委員長
- (5) 事務局教育企画部長

(任期)

第11条 前条第4号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第12条 学生生活会議に議長を置く

- 2 議長は、学生部長をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する学生副副部長が、その職務を代理する。

(会議)

第13条 学生生活会議は、議長が招集する。

- 2 学生生活会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 学生生活会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、事故その他やむを得ない理由により学生生活会議に出席できないときは、あらかじめ議長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第14条 議長が必要と認めた場合は、委員以外の者を学生生活会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(学部等委員会)

第15条 各学部及び各研究科（以下「学部等」という。）に、当該学部等における学生生活に関して必要な事項を審議し、又は実施することを目的とする委員会（以下「学部等委員会」という。）を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、学生生活会議の承認を得て、学部及び研究科にまたがる学部等委員会を置くことができる。
- 3 前2項の規定により置かれる学部等委員会のうち、学部に置き、又は学部及び研究科にまたがる学部等委員会の委員長は、当該学部の学部学生部長をもって充てるものとする。
- 4 学部等委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、当該学部等が定める。

(地区別会議)

第16条 神戸商科キャンパス及び姫路工学キャンパスにおける1年次生の学生生活支援並びに東地区（神戸商科キャンパス、明石看護キャンパス、神戸情報科学キャンパス、豊岡ジオ・コウノトリキャンパス及び神戸防災キャンパス）及び西地区（姫路工学キャンパス、播磨理学キャンパス、姫路環境人間キャンパス及び淡路緑景観キャンパス）の各地区内に共通する学生生活支援に関して必要な事項を審議し、又は実施することを目的とする会議を置く。

- 2 地区別委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第17条 学生支援機構に関する庶務は、事務局教育企画部教育企画課で行う。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、機構の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年3月31日改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年3月31日改正）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 28 日改正）

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 8 月 2 日）

この規程は、令和 5 年 8 月 2 日から施行する。